省　令

○財務省令第五十一号

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百九号）の施行に伴い、玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十日

財務大臣　安住　淳

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令

第一条中「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」を「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び第九十八条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び法第八条の二第一項の適用事業所に使用される被保険者」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

第十五条の二中「第十九条の五第五項」を「第十九条の五第四項」に改める。

第十八条第一項中「、法第八条の二第一項の適用事業所に使用される被保険者」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。

第十九条第一項中「（法第八条の二第一項の適用事業所に使用される被保険者を除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とする。

第十九条の五第一項中「及び法第八条の二第一項の適用事業所に使用される被保険者」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前段又は前項」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十一条の二第一項中「及び法第八条の二第一項の適用事業所の事業主」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「又は第四項」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十二条第一項中「及び法第八条の二第一項の適用事業所に使用される被保険者」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「又は第五項」を削り、同項を同条第五項とする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成七年厚生省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成九年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第十八条第四項、第十九条第三項及び第五項」を「第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項」に、「第十九条の五第五項」を「第十九条の五第四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年八月十三日から施行する。

○防衛省令第十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十日

防衛大臣　森本　敏

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「学生（」の下に「第二十二条第三項を除き、」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

3　防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。